

株式会社パシフィックネットへの証書貸付に係る新生グリーン評価

株式会社 SBI 新生銀行 サステナブルインパクト推進部 評価室

評価種別 グリーンファイナンス

発行日 2024年9月30日

■ 評価対象案件概要

案件名	株式会社パシフィックネットによる IT サブスクリプション事業での利用を目的としたパソコン機器の購入代金を対象とした証書貸付
借入人	株式会社パシフィックネット
分類	証書貸付
金額	5億円
実行予定日	2024年9月30日
最終期日	2028年9月30日
資金使途	IT サブスクリプション事業での利用を目的としたパソコン機器の購入代金

■ 本評価の目的

本評価は、評価対象案件について「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」に定める各適格クライテリアの充足状況を確認し、対象案件が本フレームワークに適合しているかを評価することを目的とする。評価においては、国内外で幅広く指針となっている国際資本市場協会（International Capital Market Association）の「グリーンボンド原則」、ローン・マーケット・アソシエーション（Loan Market Association）「グリーンローン原則」等が定める4つの要素への適合性を意識した評価を行う。

株式会社 SBI 新生銀行（以下、「SBI 新生銀行」）では「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」（以下、「本フレームワーク」）を策定し、本フレームワークがグリーンローン原則と整合的であること、及び SBI 新生銀行における本フレームワークの実施体制が堅固であることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得している。

■ 評価結果概要

SBI 新生銀行サステナブルインパクト推進部評価室（以下、「評価室」）は、評価対象案件について、明確な環境改善効果が認められることを含め、「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」上で定められた要件を満たしており、新生グリーンファイナンス・フレームワークに適合していると評価した。また、「グリーンローン原則」（2023年2月版）等が定める4つの要素への適合性も認められると評価した。項目別の評価結果概要は次葉のとおり。



項目 (Part)	評価結果	評価概要
I: グリーン性評価	適合	本評価の対象は、株式会社パシフィックネットが IT サブスクリプション事業での利用を目的としたパソコン機器の取得代金を資金使途とした新規ファイナンスである。対象となる資金使途は、明確な環境改善効果が認められるグリーンプロジェクトであり、潜在的に有する重大な環境・社会的リスクが適切に回避・緩和され、本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを確認した。
II: サステナビリティ戦略・社会課題への取り組み	適合	株式会社パシフィックネットは「企業の IT 支援を通し、『人々』『社会』を幸せにしたい」という経営理念のもと、事業の拡大による持続可能な社会の実現を方針としている。資金使途は、借入人のかかる組織戦略や目標と整合的であること、また、そのための組織体制が構築されていると評価した。
III: 資金管理	適合	本ファイナンスで調達された資金は全額グリーンプロジェクトに充当される予定である。未充当資金は原則として想定されないものの、未充当金発生時は報告可能な体制が構築されている。また対象アセットへの資金充当状況を確認し、監査する体制も構築されている。これらにより、本ファイナンスが確実にグリーンプロジェクトに充当される体制であると評価した。
IV: レポートニング	適合	「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」において、資金実行後モニタリングの観点から求められているレポートニングについて、いずれの項目も適切な報告体制が整っており、貸付人に対する透明性が確保されていると評価した。

(この頁、以下余白)

■ 「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」が定める要素別の評価（Part I～IV）

Part I：グリーン性評価（LMA グリーンローン原則（以下、「原則」）：調達資金の使途）

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」のもとでファイナンスの対象となるプロジェクトは、①明確な環境改善効果（ポジティブな環境的インパクト）が認められる事業に資金使途が限定されていること、および②対象プロジェクトの潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）が適切に回避・緩和されており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを要件とする。ここではこれらの要件を充足しているかを評価する。

1. 資金使途の概要

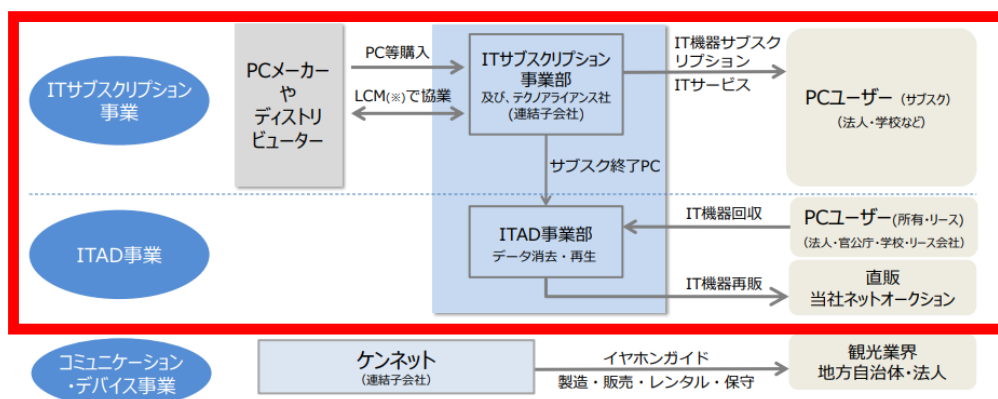
評価対象のファイナンスは、株式会社パシフィックネット（以下、「借入人」）がITサブスクリプション事業での利用を目的としたパソコン機器等の取得を資金使途とした新規ファイナンス（以下、「本ファイナンス」）である。

借入人の主な事業は、パソコン機器等（以下、「対象アセット」または「PC」）のIT機器のサブスクリプション（中長期レンタル）等を行うITサブスクリプション事業と、使用済みIT機器の回収・データ消去、リユース・リサイクル販売を行うITAD事業である。

以下の図表の赤枠内で示される商流のとおり、対象アセットを含む借入人が仕入れたIT機器はサブスクリプション期間終了後、基本的にその全てがITAD事業においてリユースされ、直販やネットオークションを通じて再販売（一部は再資源化）される（以下、「本プロジェクト」）。

当事業の全体像

- 当社は3つの事業で構成 ①ITサブスクリプション事業（IT機器サブスクリプション、ITサービス）
②ITAD事業（使用済みIT機器の回収・データ消去・再販）
③コミュニケーション・デバイス事業（イヤホンガイドの販売等）で構成



(※) LCM：ライフサイクルマネジメント PC・サーバー等IT機器の導入・運用管理、使用後の適正処理を管理する仕組み 17

(出所：株式会社パシフィックネット 2024年5月期アナリスト向け決算説明資料)

2. プロジェクトのグリーン性評価

評価室は、新生グリーンファイナンス・フレームワークにおいて、新生グリーンファイナンスの適格クライテリアを定めている。適格性の判断に際しては、グリーンボンド原則、グリーンローン原則への適合性や、環境省が公表している「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」

リーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドライン（2022年版）」（以下、「環境省ガイドライン」）との整合性を取ることをし、プロジェクトには明確な環境改善効果が認められることを前提としている。

a. プロジェクトがもたらす環境改善効果とその評価方法

対象アセットは、新生グリーンファイナンス・フレームワーク及びグリーンローン原則等で定める以下のクライテリア等に該当する。

新生グリーンファイナンス・フレームワーク	
適格クライテリアの分類	・汚染の防止と管理
適格クライテリアの事業例	・汚染物質の排出を抑制する先進的な設備・技術の導入（削減効果が定量的に評価できることを前提とする。）等
グリーンボンド原則 ¹ ・グリーンローン原則 ²	
事業区分	・サーキュラーエコノミーに適応した製品、生産技術、プロセス
環境省ガイドライン ³	
大分類	大分類3 汚染の防止と管理に関する事業（排水処理、温室効果ガスの排出抑制、土壌汚染対策、廃棄物の3Rや熱回収、これらに関連する環境モニタリングを含む。） 大分類9 循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業（環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービスを含む。）
小分類	3-1 循環経済の実現にあたって、資源確保段階、生産段階、流通段階、使用段階、廃棄段階の各段階において、ライフサイクル全体での最適化を図る事業（省資源・長寿命製品の設計・製造、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材の利用、製造事業者等による再生材の積極的な利用とリサイクル事業者等による再生材の供給といった動静脈連携（製造業・小売業などの動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業など静脈産業の有機的な連携）、食品ロス削減、廃棄物の高度な回収・処理（リサイクル推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設）を含む。）

¹ ICMA, Green Bond Principles; Voluntary Process Guidelines for Issuing Green Bonds June 2021, <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2022-updates/Green-Bond-Principles-June-2022-060623.pdf>（アクセス日：2024年9月24日）

² LSTA, GREEN LOAN PRINCIPLES, <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>（同：2024年9月24日）

³ 環境省, グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022年版 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版, <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>（同：2024年9月24日）

	9-1 環境に配慮した製品を製造する事業（環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品等の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービス（環境負荷の低減につながる、製品の適切な長期利用を促進するシェアリング、サブスクリプション、リペア・メンテナンス等）、当該製品製造に供する工場・事業場の建設・改修を含む。）
--	--

一般的に、不要または使用済の PC は処分・廃棄されるところ、借入人はそういった PC をデータ消去等の適切な措置を講じたうえで基本的に全て再販売（リユース）し、市場に流通させている。借入人によると、仕入れた PC をリユースすることにより、PC の製品寿命は通常利用する際と比べて 2~5 年程度延伸されることが想定されるところである。PC の製品寿命が延伸されることによって、リユース時点における新たな PC の製造とリユース対象の PC の廃棄が回避され、製造時と廃棄時のそれぞれの段階で発生する CO₂ や汚染物質の発生が削減または抑制されることが想定される。

借入人によると、本ファイナンスで調達した資金によって購入する PC とそのリユースによる環境改善効果（新たな PC 製造とリユース対象 PC の廃棄を回避することによる CO₂ 排出量削減効果）の見込みは、約 140.5t- CO₂ とのことである。（なお、借入人は同様の算出ロジックを用い、企業の脱炭素・廃棄物削減の支援の一環として、企業が PC をリユースした際の CO₂ 排出削減効果を数値化したレポートを、データ消去証明書発行時の無償オプションとして提供している。）

	環境改善効果に係る指標等	評価手法等の妥当性
環境的インパクト指標	リユースを通じた CO ₂ 排出削減効果 (t-CO ₂)	リユースによる環境改善効果として CO ₂ 排出量の削減量を用いるのは一般的である。 環境省ガイドラインにおいても、環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例として「ツールやサービスにより回避できた CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)」が示されている。
リユース台数 (推計値)	約 5,000 台	借入人によるとリユースを目的に購入する PC の価格は 1 台 10 万円程度とのことであり、本ファイナンスの貸出金額 (5 億円) をもとに算出 (5 億円 ÷ 10 万円)
CO ₂ 削減効果 (見込み)	約 140.5t-CO ₂	リユース台数 × CO ₂ 排出削減量：28.1kg- CO ₂ /台*をもとに算出

* 1 台あたりの CO₂ 排出削減量は、環境省公表の資料等における数値⁴を用いており、製造段階 (32.5kg- CO₂/台) から廃棄段階 (4.4kg- CO₂/台) を差し引いて算出されている。

⁴ 環境省, 平成 22 年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書, p.58,

<https://www.env.go.jp/content/000079809.pdf> (アクセス日: 2024 年 9 月 24 日)

環境省, 平成 21 年度 電気電子機器等の流通・処理実態調査及びリユース促進事業 報告書, p.142,

<https://www.env.go.jp/content/900535881.pdf> (同: 2024 年 9 月 24 日)

評価室は、借入人による環境改善効果の推計方法は合理的であり、1台あたりのCO₂排出削減量の値も環境省のもとで複数の外部専門家等によって構成された「使用済製品等のリユース促進事業研究会」によって試算・公表されている値を用いていることから、本プロジェクトにより見込まれる環境改善効果は妥当なものであると評価した。なお、評価時点において借入人が取得している環境マネジメントシステム認証（ISO14001）の認証機関（BSI グループジャパン株式会社）による審査ではCO₂排出削減効果の算出の取り組みについて Good Point として評価されているとのことである。

また、借入人によると本ファイナンスによって購入したPCは本ファイナンス期間中にリユース（再販売）される見込みであり、PCの償却期間は4年程度とのことである。以上のことから、評価室は本ファイナンス期間にわたり上記の環境改善効果が維持されることを確認した。

借入人はその他の環境配慮の取り組みとして、製品発送時の梱包資材の削減（プラスチックから紙への切り替え）も進めており、本プロジェクトにおいてもプラスチック使用量の削減といった追加的な環境改善効果も見込まれる。

なお、グリーン性の評価に関し、本プロジェクトにおけるインパクト・レポーティングの指標は Part IV に記載のとおりである。これらの指標は、本プロジェクトが実現しようとする環境改善効果との関連性が高く、期待された環境的な効果を持続的に生み出しているかを評価するために用いる指標として妥当であると評価した。

◆ 課題に対する国の方針との整合性

日本政府は「地球温暖化対策計画⁵」において廃棄物削減の対策・施策を掲げるほか、2024年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画⁶」では個別分野の重点的施策として「循環型社会の形成」が掲げられており、2024年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画⁷」では「循環型社会の形成」を国家戦略として位置付け、推進している。また、「資源有効利用促進法⁸」や「小型家電リサイクル法⁹」といった法規制も導入されている。借入人の事業はこうした国の方針等に整合している。

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

評価室は、本プロジェクトが、SDGsの17の目標とそれらに紐づく169のターゲットのうち、主に次頁の目標について直接的な貢献が期待されると評価した。なお、SDGsの目標は相互に関連しあっている

⁵ 環境省, 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定） | 環境省,
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>（アクセス日：2024年9月24日）




⁶ 環境省, 第六次環境基本計画の閣議決定について | 報道発表資料 | 環境省,
https://www.env.go.jp/press/press_03210.html（同：2024年9月24日）

⁷ 環境省, 循環型社会形成推進基本計画 ～循環経済を国家戦略に～, <https://www.env.go.jp/content/000242999.pdf>
（同：2024年9月24日）

⁸ 環境省, 資源有効利用促進法の概要 | 環境再生・資源循環 | 環境省,
<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/recyclable/gaiyo.html>（同：2024年9月24日）

⁹ 環境省, 1 小型家電リサイクル法～法律の概要・関係法令～ | 環境再生・資源循環 | 環境省,
<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>（同：2024年9月24日）

ことから、ここに挙げた目標・ターゲット以外にも間接的な貢献が見込まれる。

ゴール	ターゲット
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
11. 住み続けられるまちづくりを 	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
12. つくる責任、つかう責任 	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

【aの結論】

評価室は、本プロジェクトには明確な環境改善効果が見込まれ、課題に対する国の方針とも整合していること、またその評価方法も妥当であることを確認した。

b. プロジェクトがもたらす環境・社会的リスク及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセス

新生グリーンファイナンス・フレームワークでは、対象プロジェクトが環境や社会に対して重大な負の影響をもたらすことがないかを評価し、負の影響にかかる潜在的なリスクがある場合には、適切な緩和措置が講じられているか、また本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境改善効果）と比べ過大でないことについて個別に評価することを定めている。ここでは本プロジェクトに付随する環境・社会的リスク（ネガティブインパクト）及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセスについて確認を行った。

(i) プロジェクトに付随する環境・社会的リスク

評価室は、PC等のIT機器のリユースに関する事業に関して一般的に想定されるネガティブインパクトを次頁のとおり整理した。

- ・ リユース時の媒体内の情報の不十分な消去による情報漏洩
- ・ 不適切な廃棄による環境汚染・健康被害

(ii) ネガティブな影響にかかるリスク緩和策・マネジメントプロセス

本評価においては上記のリスクに対するリスク緩和策・マネジメントプロセスについて以下のとおり確認した。

<借入人の環境・社会リスクマネジメント体制>

評価時点において借入人は ISO14001 認証を取得しており、同規格に準ずる環境マネジメントシステムを確立している。また、借入人の運営するテクニカルセンターでは、回収した使用済みの IT 機器をマテリアルごとに仕分けし、その全てを国内でリサイクルしていることから、借入人の商流において廃棄は基本的に発生しない、または限定的であるとのことである。

情報セキュリティに関して、借入人は国内全事業所において情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO27001 認証を取得している。また、借入人は、回収した使用済み IT 機器や記憶媒体内の情報を完全に消去するため、アメリカ国立標準技術研究所によるガイドライン (SP800-88 Revision 1) に準拠し、復元が完全に不可能であると認定された方法にてデータ消去作業をしているとのことである。

また、これらのリスクマネジメント体制の前提となる考え方として、借入人は法令順守や情報の適切な取扱いといった項目を含む「パンフィックネット行動憲章」を定めており、その内容を定期的に社員に周知しているとのことである。

以上から、本ファイナンスで調達した資金を活用した事業に付随する環境・社会リスクは適切に回避・緩和される見込みである。

【b の結論】

借入人へのヒアリングや公開情報を確認した結果等を踏まえれば、本ファイナンスで調達した資金を活用した事業に伴う潜在的なネガティブインパクトは限定的であり、本ファイナンス期間中のリスクマネジメントも適切に実施される蓋然性が高いと判断した。

■ Part I の結論

①明確な環境改善効果 (ポジティブな環境的インパクト) が認められる事業に資金用途が限定されていること、及び②対象プロジェクトの潜在的に有する重大な環境・社会的リスク (ネガティブなインパクト) が適切に回避・緩和されており本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを確認した。

(この頁、以下余白)

Part II：戦略との整合性及び選定プロセス等の妥当性（原則：プロジェクトの選定プロセス）

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」のもとでは、借入人及びプロジェクトのスポンサーに対し、全社的なサステナビリティ目標及び戦略や、環境・社会的リスクマネジメントにかかる社内体制等について説明を求めることとしている。

1) サステナビリティ戦略・社会課題への取り組み

借入人は、「企業のIT支援を通し、『人々』『社会』を幸せにしたい」という経営理念のもと、主要事業であるITサブスクリプション事業やITAD事業自体がサステナビリティやSDGsの達成に貢献していると考えており、自社の事業を推進することで環境・社会課題の解決を目指している。

**私たちは「寄り添う」
これまでも、現在も、これからも。**

当グループの事業内容は、各々が直接的にSDGsの推進へとつながっています。これは、私たちが創業時から現在までSDGsの考え方と同じ方向を向き、サステナブルな社会の実現に寄り添って事業活動を進めてきたということです。私たちは、事業の推進・拡大を社会的使命と位置づけ、これからも環境問題・社会的課題の解決に鋭意取り組むことで、SDGsの推進に寄り添い続けます。

PCNET Action for SDGs

「寄り添う」を合言葉に、サステナブルな未来の実現に貢献します



(出所：株式会社パシフィックネット SDGs への取り組み)

借入人のサステナビリティ推進体制としては、サステナビリティの方針等を取締役会で議論するほか、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、サステナビリティ

ティ関連を含むリスク全般の認識と対応策の整備を行うとともに、定期的に取り締役会へ報告する体制を整えている。

主要事業を通じた循環型社会の形成への貢献といった環境面以外の取り組みでは、NPO 法人 CLACK とパートナーシップを結び、経済的・環境的に困難を抱える高校生への使用済 PC の寄贈や、教育環境の改善と次世代の IT 人材育成の支援等を行っている。

2) 借入人の対象アセット決定プロセス

借入人によると、借入人が取り扱う IT 機器等は全て再利用や再資源化できるものを選定しているとのことであり、本プロジェクトにおける対象アセットも同様のプロセスで選定されているとのことである。

評価室では、事業自体が循環型社会の形成に貢献するという借入人の組織目標と整合したプロジェクトの選定プロセスがあることを確認した。

Part II の結論

借入人は「企業の IT 支援を通し、『人々』『社会』を幸せにしたい」という経営理念のもと、事業の拡大による持続可能な社会の実現を方針としている。資金使途は、借入人のかかる組織戦略や目標と整合的であること、また、そのための組織体制が構築されていると評価した。

(この頁、以下余白)

Part III：資金管理（原則：資金管理）

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」では、貸付資金がグリーンウォッシュローン等になることを防ぐため、すべてのファイナンスが実行されるまでの間、実行金が確実に対象プロジェクトに充当されることを確認できる体制を確保するために必要な手当てがなされているかを確認することとしている。

評価室は、本ファイナンスに係る金銭消費貸借契約証書を確認し、以下のとおり本ファイナンスが確実にグリーンプロジェクトに充当される体制になっていると評価した。

項目	評価結果	判断根拠
資金の追跡管理及び充当に係る手当て	適合	貸付人が実行金の入出金に係る口座明細を確認できる
		貸付契約書において資金用途を特定する規定がある
プロジェクトへの資金充当状況	適合	本ファイナンスはその全額が対象アセットに充当される
未充当資金の扱い	適合	未充当資金の発生は想定されない
	適合	未充当資金が一時的に生ずる可能性があるが、未充当資金が発生した場合は、未充当資金は安全性及び流動性の高い資産によって適切に運用される想定
資金管理方法と第三者による検証	適合	資金管理について社内の責任者・責任部署を設けている

Part IIIの結論

本ファイナンスで調達された資金は全額グリーンプロジェクトに充当される予定である。未充当資金は原則として想定されないものの、未充当金発生時は報告可能な体制が構築されている。また対象アセットへの充当状況を確認し、監査する体制も構築されている。これらにより、本ファイナンスが確実にグリーンプロジェクトに充当される体制であると評価した。

(この頁、以下余白)

Part IV：レポートニング（原則：レポートニング）

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」では、借入人が対象プロジェクトで実現しようとする環境的な目標についての説明を求める。また、プロジェクトが持続的に期待された環境的な効果を生み出しているかを評価するために、パフォーマンス指標の使用を求め、可能な限り定量的な指標が用いられること、並びにパフォーマンス指標をその算定方法及び前提条件とともに開示することを求める。

評価室は本ファイナンスに係る金銭消費貸借契約証書を確認し、以下のとおり環境改善効果に係るインパクト・レポートニングを含む適切なレポートニング体制が確保されていると評価した。

レポートニング項目	評価結果	レポートニング内容ほか
資金の充当状況	適合	<ul style="list-style-type: none"> 資金充当状況が記載された書類が事業年度毎に貸付人に提出される。
環境改善効果にかかるインパクト・レポートニング	適合	<ul style="list-style-type: none"> 本ファイナンスの期間中、以下の内容が貸付人に年一回報告されることが規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ CO₂排出削減量 また、Part I .2.a.で確認したその他の環境配慮の取り組みである梱包資材の削減に関しても、梱包資材削減量が貸付人に年一回報告される。ただし、報告対象は本ファイナンスの資金用途のみではなく、IT サブスクリプション事業全体となる。
プロジェクトにかかるネガティブな影響のレポートニング	適合	<ul style="list-style-type: none"> 本件対象事業の環境法等の遵守を含む誓約違反等が発生した場合は貸付人に通知されることを確認した。

■ Part IVの結論

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」において、資金実行後モニタリングの観点から求められているレポートニングについて、いずれの項目も適切な報告体制が整っており、貸付人に対する透明性が確保されていると評価した。

■ 最終評価結果

評価室は、「グリーンローン原則」等が定める4つの要素への適合性や環境省ガイドラインが求める内容との整合性という視点も踏まえて、評価対象案件の「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」への充足状況を確認した。

その結果、明確な環境改善効果が認められることをはじめとして、「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」に定める各項目に適合していることを確認した。また、「グリーンローン原則」等への適合性も認められると評価している。

以上

【ご留意事項】

- (1) 新生グリーンファイナンス評価は、評価対象案件について弊行が策定した「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」（以下、「本フレームワーク」という。）に定める各適格クライテリアの充足状況を確認し、対象案件が本フレームワークに適合しているかを評価することを目的としています。評価項目には、対象案件の資金用途となるプロジェクトのグリーン性評価（環境改善効果等）や調達された資金の管理・運営体制等が含まれます。本資料及び本資料に係る追加資料等により弊行が参加金融機関に対して本取引への参加を斡旋、推奨、勧誘又は助言するものではありません。参加金融機関は、自らの情報に基づき、自らの責任において分析・検討し、本取引への参加判断を行ってください。
- (2) 本資料は、株式会社パシフィックネット（以下「借入人」という。）から提供された情報及び一般に入手可能な公開情報他、弊行が信頼できると判断した情報をもとに作成されておりますが、弊行は環境改善効果をはじめとするその内容・記述について、真実性、正確性、完全性及び網羅性を保証するものではなく、本資料はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、弊行は状況の変化等に応じて、弊行の判断でグリーンローン原則への適合性に関する評価を変更・保留したり、取り下げたりすることがあります。弊行は、本資料の誤りや変更・保留、取り下げ等に関連して発生するいかなる損害や損失についても一切の責任を負いません。
- (3) 弊行は、本取引以外の取引において借入人に関する情報を保有又は今後取得する可能性があります。これらの情報を開示する義務を負うものではありません。
- (4) 本資料の著作権は株式会社 SBI 新生銀行に帰属します。弊行による事前承諾を受けた場合を除き、本資料に記載された情報の一部あるいは全部について複製、転載又は配布、印刷など、第三者の利用に供することを禁じます。

【指定紛争解決機関】

一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室